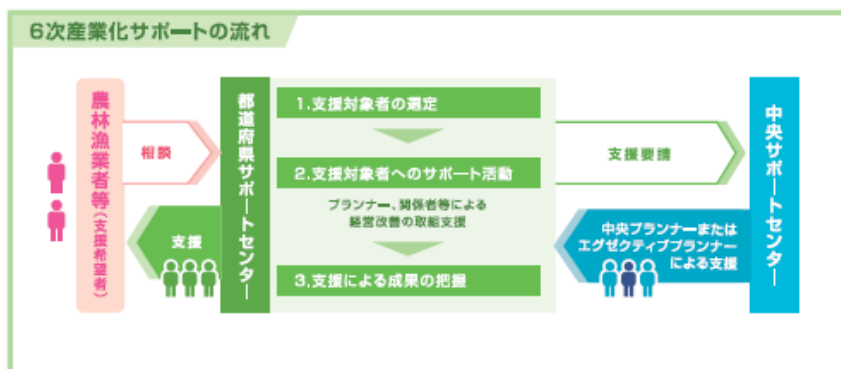


## 令和3年度6次産業化中央サポートセンター事業における確認点

1. 令和2年度より6次産業化中央サポートセンターは都道府県サポートセンターの支援機関となるため、農林漁業者等から直接ご依頼を受けることは一切ありません。

<体制図>



2. 令和2年度より中央サポートセンターは都道府県サポートセンター等における支援対象者が、経営改善を実施する際に発生する専門性の高い課題に対し、中央プランナーを派遣し、都道府県サポートセンターと連携した課題解決の支援を行います。

3. 農林漁業者等が都道府県サポートセンター等の支援対象者になるには、5年後に付加価値額（経常利益+人件費+減価償却費）50%以上増加させる経営改善戦略の策定と地域支援検証委員会の承認が前提となり、毎年決算書提出及び達成状況の調査が行われます。そのため、農林漁業者等が単に中央プランナーの支援を受けたい等の理由により、都道府県サポートセンターが支援対象を増やすようなことはありません。

4. プランナー登録が完了した場合、登録情報（実績シート含む）は都道府県サポートセンターへ共有します。

5. 中央プランナー派遣は5月中旬以降に行う予定です。ただし感染症拡大防止対策の観点から変更になる場合があります。

6. 前年度までと同様、中央プランナーの派遣は一事業者あたり原則3回までとなります。

ご不明な点等は下記までお問い合わせ下さい。

(問合せ先)

6次産業化中央サポートセンター

(株) パソナ農援隊

[info@rokusapo.com](mailto:info@rokusapo.com)

※現在電話での問い合わせは受付しておりません。